

令和4年度千葉市健康づくり推進協議会
地域・職域連携推進部会議事録

- 1 日 時：令和4年12月20日（火）午後3時00分～午後4時30分
- 2 場 所：千葉市中央コミュニティセンター10階 101会議室
- 3 出席者：（委員）

來村部会長、佐久間副部会長、石川臨時委員、石丸委員、市橋委員、川口臨時委員、篠原委員、柴田委員、鈴木臨時委員、名田臨時委員、夏井委員、能川臨時委員、水野臨時委員、森委員

（委員18名中14名出席）

※欠席 秋葉臨時委員、井上委員、白井臨時委員、矢崎委員

（事務局）

椎名健康福祉部技監、石川保健福祉総務課保健師活動推進担当課長、田中健康推進課長、牧瀬健康推進課受動喫煙対策室長、岡田健康支援課長、岸本医療政策課健康危機管理担当課長、小倉精神保健福祉課長、小林こころの健康センター所長補佐、柴崎緑保健福祉センター健康課長、中臺健康推進課長補佐

4 議 題

- (1) 部会長の選任について
- (2) 千葉市健康づくり推進事業所認証制度の見直しについて
- (3) 地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取組みについて
- (4) その他

5 議事の概要

- (1) 部会長の選任について

委員の互選により來村委員（千葉市医師会）が部会長に選任された。

- (2) 健康づくり推進事業所認証制度の見直しについて

事務局より、健康づくり推進事業所認証制度の見直しについて、資

料1に基づき説明を行った。

(3) 地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取組みについて
各所属より、地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取組み
について 資料2に基づき報告を行った。

(4) その他
特になし

6 会議経過

午後3時00分 開会

(中臺健康推進課長補佐) お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から、「令和4年度千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会」を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、健康推進課課長補佐の中臺でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえまして、対面とオンラインのハイブリット方式で会議を開催させていただきます。

本部会の開催につきましては、千葉市健康づくり推進協議会設置条例第7条第7項の規定により、委員及び臨時委員の半数以上の出席が必要でございます。委員総数18人のうち、オンライン参加の3人を含む14人のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、千葉市情報公開条例の規定により、千葉市の審議会などの会議は原則公開となっておりますので、本部会につきましても、公開での開催とさせていただきます。

また、議事録につきましても、部会長の承認による確定後、千葉市ホームページなどで公開しますので、あらかじめお知らせいたします。

それでは、会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。次第、席次表、千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会 委員名簿、事務局名簿、資料1 健康づくり推進事業所認証制度の見直しについて

(案)、資料2 地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取組みについ

て、そのほか机上に、リーフレット「特定健診を受けましょう」、「職場の健康診断、自費で受けた人間ドック等の結果をご提供ください」、風しん抗体検査リーフレット「43から60歳 男性のみなさまへ 未使用のクーポン券ありませんか?」、「不妊専門相談」、「千葉労働基準協会補足説明資料」、「受動喫煙防止対策助成金のご案内」を配布しております。

以上の資料をお配りしています。お手元の資料に過不足などはございませんでしょうか。

それでは、会議の開催にあたりまして、健康福祉部技監の椎名よりご挨拶を申し上げます。

(椎名健康福祉部技監) 皆さん、こんにちは。健康福祉部技監の椎名でございます。健康福祉部長の富田が所要により欠席のため、代わりに一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用中のところ、千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会に、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

日ごろから、本市の保健衛生行政の推進のため、多大なお力添えを頂いておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、本日開催する「地域・職域連携推進部会」は、地域保健と、職域保健を担う機関が顔を合わせ、情報交換を行い、お互いをよく知ることで、連携を深め、よりよい保健サービスの実現につなげることを目指しています。

地域・職域連携の推進については、今年度は、新たな試みとして、健康づくり推進優良事業所の表彰式に合わせ、情報交換会を企画しました。参加事業所が取り組む健康づくりについて、情報交換を行い、課題の共有を図りました。また、本市の健康づくりの取組みについて、とくに事業所の皆様に活用いただきたい取組みを、紹介したところです。

本日の部会では、主に2つの議題について審議をお願いする予定です。一つ目は、健康づくり推進事業所認証制度の見直し案のご審議です。もう一つは、地域保健と、職域保健の活動内容についての意見交換となります。委員および臨時委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。以上、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしく願いいたします。

(中臺健康推進課長補佐) 続きまして、今年度、新たに委嘱された委員を御紹介させていただきますと思います。

はじめに、坂口委員に代わりまして、千葉市食生活改善協議会会長 市橋 由美子委員でございます。

次に、高橋委員に代わりまして、千葉労働基準監督署安全衛生課長 鈴木 毅委員でございます。

次に、宮本委員に代わりまして、千葉市医師会理事 来村 昌紀委員でございます。

ありがとうございました。

そのほかの委員につきましては、恐れ入りますが、お手元の委員名簿にて御確認いただき、紹介は、省略させていただきます。

なお、千葉県厚生農業協同組合連合会 秋葉臨時委員、千葉県看護協会 井上委員、千葉市土気商工会 白井臨時委員、千葉市薬剤師会 矢崎委員につきましては、本日、欠席との御連絡をいただいております。

事務局の職員につきましては、お手もとにお配りしております、名簿により紹介に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから会議に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、条例において、部会長が行うこととなっておりますが、部会長の宮本委員が退任されたため、ただいま部会長が不在となっております。部会長が決まるまでの間、佐久間副部会長に議事の進行をお願いしたく存じます。それでは、佐久間副部会長、よろしくお願い致します。

議題1 部会長の選任について

(佐久間副部会長) それでは、部会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

はじめに、議題(1)「部会長の選任について」ですが、部会長の選任につきましては、千葉市健康づくり推進協議会設置条例第7条第4項の規定により、委員及び臨時委員の互選によることとなっておりますがいかがいたしましょうか。

<森委員 挙手>

(佐久間副部長) 森委員。

(森委員) 部長には、市の地域保健及び職域保健を始めとする千葉市の健康づくり、健康診査の受診率向上に大変ご尽力をいただいている、千葉市医師会の來村委員にお願いしてはいかがでしょうか。

(佐久間副部長) ただ今、森委員から、部長に來村委員とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

(佐久間副部長) ご異議がないようなので、皆さま、拍手をもってご賛同いただけますでしょうか。

それでは、部長を來村委員にお願いいたします。

議事の進行にご協力ありがとうございました。議事を一旦事務局に戻します。

(中臺健康推進課長補佐) 佐久間副部長、ありがとうございました。

それでは、新たに選任されました來村委員には部長席へ移動をお願いいたします。

それでは、來村部長よりご挨拶をいただきたいと存じます。來村部長、お願いいたします。

(來村部長) 皆様からの部長の選任、ありがとうございました。

この会をより良いものにして、また、千葉市民の皆様のお役に立てるよう進めていきたいと思っておりますので、皆様のご指導、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(中臺健康推進課長補佐) ありがとうございました。ここからは、設置条例第7条第7項の規定により、会議の議長は部長が務めることとなっておりますの

で、部会長に、議事を進行していただきたいと存じます。來村部会長、よろしく
お願いいたします。

(來村部会長) それでは、議事の進行を務めさせていただきます。

まず、本部会の議事録の署名人についてですが、部会長の署名によることと
したいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

はい、ありがとうございます。ご異議がないようですので、部会長の署名によ
ることといたします。

それでは、議題2の健康づくり推進事業所認証制度の見直しについて、事務局
より説明をお願いいたします。

議題2 健康づくり推進事業所認証制度の見直しについて

(田中健康推進課長) 健康推進課長の田中でございます。

それでは、健康づくり推進事業所認証制度の見直しについて、着座にて説明さ
せていただきます。資料1、A3の資料をお開きください。

健康づくり推進事業所認証制度につきましては、平成25年に制度が開始とな
りまして、10年が経過し、現在65事業所が認証されております。

この10年間で、労働安全衛生法が改正され、国では健康経営優良法人認定制
度ができ、健康経営の視点を取り入れた従業員の健康づくりの取組みが推進され
ております。

これらを踏まえ、千葉市健康づくり推進事業所の認証項目の変更について検討
させていただくことを、今年の部会で説明させていただきました。

この認証制度につきましては、市の事業の活用や、地域に根差した健康づくり
の実践等を認証項目の中に位置付けております。このような千葉市独自の視点を
生かしながら、職域での健康づくりの推進という視点で、このたび見直し案を作
成しましたので、ご説明させていただきます。

事業所へのアンケート結果の、(1)をご覧ください。

千葉市は、6月に明治安田生命保険相互会社と、健康づくりに関する連携協定を締結し、市内事業者の方に、市の各種事業や健康づくり推進事業所の制度について案内をいただくようお願いをしております。その案内の際に取っていただいた申請の意向に係る結果が左表になります。

10人未満の小規模事業所において、申請の意向ありが10%程度、意向なしが50%程度であり、49人以下の中小規模事業所では、意向ありが20%程度、意向なしが39%で、全体的に申請の意向が高くない事業所が多いという状況がございました。

また、どのようなことがあれば今後申請したいかと聞きましたところ、「電子申請等による簡易な申請方法」との答えが、申請意向がある事業所では44%、「認証されたことによる特典の充実」という答えが、申請意向がない事業所で20%程度という状況でした。

こちらとは別に、健康づくり推進事業所としてすでに認証されている事業所に対するアンケートを健康推進課で同時期に実施しております。その結果が(2)になります。

それぞれの事業所で認証されて感じていることとして、「職場の健康づくりの取組みの方向性が分かった」というのが30%程度、「市からの健康情報の提供が有益である」と答えた事業所が53%、「表彰により事業所のイメージが上がった」というご意見が51%、「事業所のPR、イメージ向上になっている」という意見が67%ほどございました。

市に希望することとしましては、「入札等の加点」が16%、「取組みの一層のPR」が34%、「取組事例の紹介」が38%、「従業員向けの健康相談」が38%、「事業所向けの講座やセミナーの開催」が44%ございました。

この結果から、健康づくり推進事業所に認証されている事業所は、健康づくりの取組みについて、進むべき方向性がわかったり、市からの健康情報の提供を有益に感じていただいたり、また認証されたことで、事業所のイメージの向上になったと実感していただいていることがわかりました。

また、市に対して希望することとして、インセンティブの充実というところもありますが、それ以上に、自分たちの取組みのPRや、他の団体が行っている事

例紹介、健康経営に関する講座やセミナーへの開催を希望してることがわかりました。

このようなアンケート結果等を踏まえ、私どもとしては、就労世代の健康づくりを推進するために、健康づくり推進事業所の認証制度について、大きく四つのポイントをもって、変更していきたいと考えております。

そちらが「3 認証項目等見直しの考え方のポイント」になります。まず1点目としましては、認証事業所の裾野を広げたいと考えております。理由としましては、健康づくりを職場で進める方法について、特に中小規模の事業所の方はわからないところもあるかと思いますので、まずはこの認証制度の枠組みの中に入りたいと思っています。この枠組みへの参加を働きかけ、この認証制度自体の裾野を広げ、機運醸成を図っていききたいということが1点目です。

次に2点目としましては、認証において、ランクを3段階程度設けまして、まずは、たくさんの事業所に入っただき、少しずつ健康づくりのレベルを上げていってもらえるようにしたいと考えております。

具体的に、1段階目のランクは、法定の項目でもあります受動喫煙防止や健康診断の実施などをしっかり行っているうえで、健康づくり宣言をしていただいで、まず自分たちで健康経営を始めるところを確認していただきたいと思ひます。そして、今の健康づくり推進事業所の認証レベル程度である、2段階目にレベルアップをしていっただきたいと思ひております。その後、国の健康経営優良法人中小規模法人部門につなげていっただきたいと思ひ、3段階目を設けてあります。

3点目としましては、こういった健康づくり推進事業所に対して、支援を充実していききたいと考えております。

レベルアップしていくためには、それぞれの学びの場や、モチベーションを上げていくことが、非常に重要ですので、アンケートの中にもありましたように、セミナーや情報交換会などを開催し、事業所の方に参加していただくことで、取組みの意欲を、高めていききたいと考えております。

また、4点目としましては、健康づくり推進事業所へのインセンティブの充実、この枠組みへの参加促進を図るという観点から、就労世代向けの健康づくりのパンフレットを新たに作成し、希望する事業所の従業員に配布をしたいと思ひ

ております。

また、この健康づくり推進事業所の取組みを掲載したリーフレットなどを、就活生に配布し、事業所のイメージアップにつながる支援を考えております。

具体的な認証項目については右側の4番になります。

大きい項目では、「健康宣言」として、これから健康づくりに取り組むという宣言を最初にしていただくという項目。

次に組織体制として、就業員の健康課題の把握や、必要な対策の検討等をするための体制を整えるという項目。

次に環境づくりとして、働きやすい職場づくりのために休暇制度の充実、治療や仕事の両立支援やハラスメント等の様々な相談窓口の設置、定期健診や、がん検診、保健指導を受けるための環境整備、例えば会社の会議室を貸しているとか、勤務時間中に職務として受診させているかなどの項目。

次に、心と体の健康づくりに関する具体的な施策ということで、運動機会の増進に向けた取組み、長時間労働者への対応等、それぞれの項目に関する具体的な健康づくりの施策を行っているかという項目。

それに加え、千葉市独自の視点としまして、地域向けの健康づくりに関するイベントや情報提供を行っているかという項目も引き続き残していきたいと思っております。これは、事業所、市民、地域が一緒に健康になっていく必要があるとの考えから、千葉市独自項目として残していく予定です。

また従業員健康づくりを進めていただくためには、健康課題を把握して取り組むだけでは十分ではありませんので、取組みに対する評価や今後の改善等の項目を加えております。

具体的な認証ランクごとの必須項目を表の右側に示しております。まず一番目のランクは健康づくり宣言が必須項目となっております。

その次のランクは、すでに健康づくり推進事業所として認証されている事業所が取り組まれている具体的な項目が必須項目となっております。

3ランク目は健康経営優良法人中小規模法人の取得を目指せるレベルの項目となっております。

就労世代の健康づくりの推進に関しましては、事業所と私どもが連携していくことが最も重要であると考えております。このような裾野を広げる方法で、まず

は事業所と私どもとで、一緒に手を携えて、健康増進を進めていきたいというのが、今回の見直し案であります。説明は以上でございます。

(來村部会長) 田中健康推進課長ありがとうございました。

今の認証制度も活かしつつ、改正労働安全衛生法や、アンケート結果を踏まえ、できるだけ認証事業所の枠組みに入ってもらって、ランクアップしてもらいたい。そのために事業所への支援やインセンティブを充実させていくという見直し案ということですが、ただいまの見直し案の説明について、皆様、ご意見やご質問はありますか。オンラインの先生方も、ご質問等ありますか。

<意見・質問なし>

説明もとてもわかりやすく、皆様からの質問もないようです。

より多くの事業所が入り、裾野が広がり、さらにランクアップしていただき、健康づくりの推進をしていけるような新しい認証項目にしていいただければと思います。

では、次に議題3の地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取組みについて、事務局より説明をお願いいたします。

議題 3 地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取組みについて

(田中健康推進課長) 資料2をお願いいたします。地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取組みについて説明させていただきたいと思います。

健康寿命の延伸や、生活の質の向上のためには、市民に対して地域拠点と職域拠点が連携しまして、協力的かつ包括的な保健活動を展開していくことが不可欠と考えております。

職域におきましては、長時間労働や、メンタルヘルス等の多くの健康課題があります。また、新型コロナウイルス感染症対策により働き方の変化が生じ、それに伴うメンタルの不調なども、大きな課題となっているところです。

また、医療の進歩や、労働者の高齢化などから、治療を受けながら働いている方が増えており、治療と仕事の両立支援等も課題となってきたと考えております。地域保健と職域保健が連携することで、近年の労働者の働き方の変化やライフスタイルの多様化に対応した保健サービスを提供することができます。

また、それぞれが行う事業を共有することで、対象者への保健サービスの提供機会の拡大や、取組みの重複を調整する等、有効活用が可能となると考えます。

さらに、在住者・在勤者の健康課題を把握することで、将来必要となる健康課題を予測し対策を検討することができます。職域において、セミナー等を地域保健と共同実施することにより、健康経営において求められる労働者への健康づくりが推進されるメリットがあります。

そこで本部会では、健診受診率の向上・健康づくり対策、メンタルヘルス対策、受動喫煙対策の3項目を重点項目としまして、参加の皆様にも、それぞれご説明いただいております。

今回は、取組みを行っている中で課題と感じているポイントや、地域・職域連携推進に関するご意見をいただいておりますので、そちらについてもご説明いただきたいと思います。説明は以上でございます。

(来村部会長) ありがとうございます。地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取組みについて、事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。

それでは、それぞれの項目からいくつか、取り組まれている内容について、関係機関に周知したいこと、また取組みの中で課題と感じている事などの発表をお願いいたします。

まず、健診受診率向上・健康づくり対策に係る取組みのうち、特定健康診査事業・特定保健指導事業・健診結果情報提供事業、「働く人のための健康づくりサポートガイド」作成、健康運動対策事業について事務局より説明をお願いいたします。

(岡田健康支援課長) 健康支援課の岡田でございます。よろしく申し上げます。資料の4ページになります。特定健康診査事業と特定保健指導事業について説明させていただきます。

こちらは、毎年ご報告させていただいておりますが、国民健康保険の被保険者、40から74歳の方を対象に、特定健診と特定保健指導を実施しております。

特定健診は、メタボリックシンドロームのリスクを早期に発見し、高血圧症、脂質異常症、糖尿等の生活習慣病予防するための健診となっており、そこから発見された方々に保健指導を実施するというものになります。

実績について、令和元年から3年までの推移を載せてあります。特定健診は、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして令和2年度の実施率も下がっており、令和3年度も伸びていない状況にあります。一方、特定保健指導につきましては、令和2年度の実施率が高く、保健指導に対する反応が良かったと感じております。これは受診控えやリモートワークなどで家にいる方が多いなどの理由ではないかと考えております。

また、今年度は、お手元に別資料としてお配りした「特定健診を受けましょう」というリーフレットを各医療機関や市民の皆さんが集まる所に置かせていただき、特定健診受診の啓発をしております。

続きまして、5ページの上段となります。国民健康保険の被保険者で、人間ドックや職域で特定健診を受けられる方もいらっしゃいますので、その方々からの健診結果の情報提供を求めています。こちらの結果を含めたものが、千葉市の特定健診の受診率となります。

情報提供いただく際には、クオカードやちばシティポイント500円相当分等をインセンティブとして付与しております。実績は、少しずつ増えている状況でして、今年は別資料でお配りしました「健診結果の情報提供をお願いします」という、リーフレットを様々な事業所へ配布したり、薬剤師会の協力を得て、薬局に置いていただいたりしております。

(田中健康推進課長) 続きまして、健康推進課から「働く人のための健康づくりサポートガイド」作成の説明をさせていただきます。7ページの上段となります。

こちらについては、毎年作成し、皆様や事業所の代表の方にお配りし、職場における健康づくりに活用していただくということを目的で作成しております。

こちらのリーフレットは、公共施設での配架や、部会委員の方にご協力いただきまして、周知啓発をしております。令和3年度は6,000部作成し、令和4年度はロッテやジェフのイベント等、若い方が集まるところで配布いたしております。

今年度は、先ほどの「認証項目等見直しの考え方のポイント」でも説明させていただきましたが、就労世代向けの健康づくりのサポートの充実を目的に、健診や健康づくり、例えば運動の必要性などの情報を充実した内容とし、健康づくり推進事業所の従業員の方に配布していきたいと考えております。

続きまして8ページをお開きください。健康運動対策事業について説明させていただきます。チャレンジ運動講習会は、市内に所在する事業所や自治会等のグループに健康運動指導士を派遣する事業となります。その他に、地域の中心となって運動を継続する健康づくり支援者が今後も地域で活動していくためのフォローアップ教室を実施しております。実績は、記載のとおりとなっております。以上です。

(來村部会長) ありがとうございます。それでは次に、全国健康保険協会千葉支部から、健康づくりの推進に向けた事業所等とのコラボヘルスについて、川口委員お願いいたします。

(川口委員) 全国健康保険協会千葉支部、川口と申します。どうぞよろしく申し上げます。

お手元の資料の18ページの下段、表題事業名称、健康づくりの推進に向けた事業所等とのコラボヘルスについて説明させていただきます。

協会けんぽは、主に中小企業にお勤めの方とそこご家族が加入する医療保険者です。加入事業所が健康経営を始める第一歩として、健康づくり宣言の推進をしております。

以前は、私どもが市内各事業所を周って、健康づくり宣言の推進を行っていたのですが、コロナ禍で、なかなかお邪魔することができなくなり、令和3年度の途中から、事業所の訪問を控えて、郵送、ダイレクトメール、電話等による勧奨や、2社の協力企業に、事業所への健康宣言の呼びかけを行ってもらうなど普及

推進活動を行いました。

宣言の取組項目は、健診の受診率、保健指導の実施率、禁煙促進等の社員の健康管理、健康づくりの実践についてです。令和4年の3月時点で738事業所で、前年から217の増加、また直近の数として1146事業所になっておりまして、飛躍的に伸びております。健康経営に関する取組みについて非常に耳を傾けてくださる事業所が増えているということを実感しております。

また、健康経営優良法人2022の認定取得に関して、フォローアップを実施しまして、資料に記載のとおり181事業所、そのうちホワイト500が4社、ブライト500が10社認定されております。活動内容の説明は以上でございます。

(来村部会長) 川口委員ありがとうございました。続きまして食生活改善推進協議会から地区伝達活動について、市橋委員お願いいたします。

(市橋委員) 食生活改善協議会、市橋由美子と申します。よろしくお願ひいたします。座ったままで失礼いたします。

当協議会は、市内に6支部あり、現在、294名の食生活改善推進員、愛称ヘルスメイト、または食改とありますが、厚生労働省の健康日本21の方針のもとに活動しています。

幼児から高齢者、様々なライフステージの方へ、「食の大切さ」、「生きることと食べること」について伝達しています。正直申し上げまして、就労世代への伝達はあまりできていない状況ですが、今年度7月に中央区のアリオ蘇我で開催いたしました「食育のつどい」では、就労世代の方々に直接、「バランスよく食べること」、「野菜350グラムの必要性」、「減塩」などについてお伝えできました。そのイベント以外では、就労世代の方には間接的に、例えば、乳幼児期、学童期、高校生向けの地区伝達時にはご両親へ、また、ご高齢者向けの糖尿病教室や高血圧予防教室等の際は、ご家族へということで、食に関する情報を伝えています。

私たちの所属する日本食生活協会のスローガンは、「私達の健康は私達の手で」、サブスローガンは「のぼそう健康寿命 つなごう郷土の食」です。

これからも地域の方々に、健康のための食の大切さを伝えていきたいと思えます。今後ともよろしく願いいたします。

(來村部会長) 続きまして、受動喫煙対策に係る取組みのうち、禁煙外来治療費助成について、事務局から説明をお願いします。

(田中健康推進課長) 27ページの上段をご覧ください。子どもを守る禁煙外来治療費助成事業と記載されておりますが、こちらは、令和3年度までの事業ということになっております。妊婦と同居または15歳以下の子どもと同居する市民の方を対象に実施しておりまして、上限1万円で、自己負担合計額の半分を助成するという制度です。平成30年度以降実施しまして、令和3年度は内服治療薬が出荷停止となった関係で少し減少しておりますけれども、29件の助成を行いました。

令和4年度からは、対象を拡大しまして、千葉市民を対象とする禁煙外来治療費の助成事業として実施しております。助成額を対象経費の2分の1から全額、上限1万円として助成額を広げて実施しております。説明については以上です。

(來村委員) 田中課長ありがとうございました。それでは次に千葉労働基準監督署 鈴木委員から、受動喫煙防止対策助成金についてお願いいたします。

(鈴木委員) 労働基準監督署の鈴木でございます。30ページの下段となります。私どもの上層機関である千葉労働局が行っておりまして、監督署としては直接行っている事業ではないので、お手元にお配りした黄色いパンフレットに沿ってわかる範囲でご説明をさせていただきたいと思えます。

中小企業が分煙をするにあたって、的確な喫煙室等を作る時に助成をしており、飲食店は費用の3分の2、それ以外の事業所は費用の2分の1、上限が100万円の助成となります。

年度予算となっておりまして、3月末までに支払いが終わっていないといけない制度となります。既に出来上がっているものに対してお金を支払うということではなくて、事業所が事前に事業計画を提出し、労働局の審議後、工事が施行さ

れ、工事後の事業実績報告において、交付が適当と認められると助成金が支払われるという形になっています。

これらを年度内に済ませないといけないので、今年度でいうと今ぐらいの時期か年明け早々にご申請をいただかないと間に合いません。1月末や2月に申請をいただくと、時間がなく、業者さんに突貫工事をしていただかなければいけなくなり、そのような工事は労働災害が発生しやすくなるため、私どもとしては早めの申請をお願いしております。

今の時期ですと、来年度の中旬ぐらいに向けて申請していただくことをご検討いただき、きちんとしたものを作っていただきたいと思います。と考えております。

会社を訪問しておりますと、受動喫煙対策をしている会社は多くはなっていますが、喫煙室がその規格に沿ったものになってないというのが結構見受けられます。喫煙室に誰かが出入りするたびに煙のにおいがするという事は、しっかり排煙ができておらず、喫煙室に煙が充満してるかもしれません。たばこを吸わない人の受動喫煙対策はある程度できていても、喫煙者が副流煙を吸っているような状態が結構見受けられるような気がします。

残念ながら、この制度の申請はだんだん減少している状況です。以上です。

(来村部会長) ありがとうございます。続きまして、メンタルヘルスの取組について、事務局から説明をお願いいたします。

(小倉精神保健福祉課長) 精神保健福祉課の小倉でございます。恐れ入りますが、着座にてご説明いたします。

千葉市におけるメンタルヘルスに係る取組みですが、資料32ページから36ページ上段まで9事業が掲載されており、精神保健福祉法上の精神保健福祉センターに当たる組織である千葉市こころの健康センター、及び精神保健福祉課で実施しているもので、大部分が「千葉市自殺対策計画」の計画事業に位置づけられている事業になります。

全国における自殺者は、平成15年の34,427人をピークとして以降、減少傾向が続き、令和元年には20,169人となりましたが、コロナ禍の影響などもあり、令和2年、3年は21,000人を超え、女性は2年連続の増加、小

中高生は過去最多の水準になっています。

このような、今後対応すべき新たな課題が顕在化したことを受け、ICTの活用や女性への支援、子ども・若者対策の強化などを重点施策として盛り込んだ、新たな自殺総合対策大綱が今年10月に閣議決定されました。

本市における自殺者は、コロナ禍の影響などは明確に表れてはいないものの、全国と同様、女性の割合が増加傾向にあります。国の新たな大綱を踏まえ、来年度、千葉県自殺対策計画の中間見直しを行うこととしておりますので、国の重点施策に基づく新しい対策を積極的に取り入れていきたいと考えております。

なお、毎年9月には自殺予防週間があり、毎年3月は自殺対策強化月間として、周知・啓発に力を入れております。特に3月は、最も自殺者が多く、中でも40代、50代を中心とした中高年男性の自殺者が多くなる傾向にあることから、国では、中高年男性に相談を呼びかけるポスター等を作成予定で、中高年男性が多く利用する施設への掲示を依頼することとしています。

委員の皆様方におかれては、機会がありましたら、強化月間の取組みの周知・啓発にご協力をお願いできればと存じます。

(来村部会長) 小倉保健福祉課長ありがとうございました。続きまして、千葉産業保健総合支援センターからメンタルヘルスに関するご説明をお願いいたします。

(能川委員) 千葉産業保健総合支援センターの能川でございます。私からはセンターの活動を簡単にご紹介させていただきます。

働く人が1人でもいる限りは、全員に健診を行わないといけないことが法律で決まっております。健診後、その判定をしっかりとすることが、労働衛生の基本となっており、その判定をしっかりとする医師が必要となります。50人以上の企業に関しましては、産業医を任命するように決められておりますので、産業医の先生が、就業判定、医療判定をするということになっております。

問題は50人未満の企業の方です。この企業の方には、産業医は、原則おりませんので、健診はしたけれども、どうやって判定をするのかということが一番のネックになります。

千葉産業保健総合支援センターは、医師会に委託をして、千葉県内9地区で地域産業保健センターという事業を展開しております。医師会の先生が、地域産業保健センターで健診後の判定をするという仕組みでございます。

50人以上の企業は産業医が、50人未満の企業は、委託された医師会の医師が判定をするというシステムが整っております。

私が今日、強調したいのは、千葉産業保健総合支援センターでは年100回の研修会を実施しております。おおよそ週2回実施しているということになります。あらゆる健康問題や課題について、専門の先生にお願いして、1時間半から2時間の研修会を実施しております。

先ほど千葉市の事務局からご説明があった認証事業所になっていただければ、自分の企業で解決すべき課題に気が付き、関係する研修に積極的に参加して、健康づくりの取組みの活性化に役立たせてほしいと思っております。

そのためには、千葉市の説明でも強調しておりましたが、やはり裾野を広げるという事が大事なことなので、企業の社長や、企業経営者に健康宣言してもらおうということはとても大事だと思ってお聞きしておりました。

千葉産業保健総合支援センターでお役に立つことは研修会ですので、ぜひ勉強していただいて、ランクアップをしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(来村部会長) 能川委員ありがとうございました。続きまして、その他、治療と仕事の両立支援等について、がん患者医療用ウィッグ購入費用助成事業・不妊専門相談センター事業について事務局から説明をお願いします。

(田中健康推進課長) それでは、最初に、がん患者医療用ウィッグ購入費用助成事業について説明させていただきます。

40ページの上段をご覧ください。こちらについては令和3年9月から開始した制度となっています。申請時点で市内に住所を有し、がんと診断され、がんの治療に伴う副作用による脱毛症状に対処するために医療用ウィッグを購入した方に、その購入費用の2分の1の額、上限30,000円を助成しております。

令和3年度の実績は155件で、申請者の大半が女性でした。ウィッグの値段

は、安価な物から高価な物まで、いろいろなウィッグを購入していただいております。こちらの制度を市民の方に広く知っていただき、利用していただきたいと思っておりますので、周知のご協力をお願いいたします。以上です。

(来村部会長) 田中健康推進課長ありがとうございました。続きまして、千葉市地域産業保健センターから、治療と職場生活の両立等に関する相談、指導について、森委員よりお願いいたします。

(森委員) 千葉市地域産業保健センターでございます。着席して説明させていただきます。

資料は42ページの下段となります。治療と仕事の両立支援については、本部である千葉産業保健総合支援センターでの支援内容でありますので、まずそこから説明させていただきたいと思っております。

がんや脳卒中などの疾病を抱える労働者が、治療しながら働き続けることができるよう「両立支援推進」というものがありまして、事業場を訪問して、両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者を対象とした啓発を図る教育を実施しております。

また、当該労働者に係る健康管理として、事業者とその労働者の間に入り、治療と仕事の両立に関する調整支援を行っております。また両立支援プラン、職場復帰プランの作成の助言、支援をしております。

昨年度の千葉産業保健総合支援センターの実績は、セミナーが13件、個別訪問支援が81件、個別相談対応が99件、個別調整支援が11件と、かなり多くなっております。

千葉市地域産業保健センターでは、産業医のいない小規模事業所やその労働者に対する相談対応を行っていますが、治療と就労を両立させる対策や相談支援については、小規模事業所にはなかなか浸透していないようで、昨年度の実績はあがっておりません。以上でございます。

(来村部会長) ありがとうございました。次に、今年度から皆様にお聞きしました「活動を行う上で課題と感じていること」「地域・職域連携推進事業に関して

の意見」について、千葉労働基準協会、千葉商工会議所、千葉市地区労働者福祉協議会、事務局からお願いいたします。

では、はじめに、千葉労働基準協会 石川委員お願いいたします。

(石川委員) 千葉労働基準協会の石川です。よろしくお願いいたします。着座にてお話をさせていただきます。

44ページの冒頭でございますように、小規模事業場といわれる方々に、いかに労働安全或いは労働衛生という感覚を持っていただけるのか、この浸透度合いが非常に懸念されるということ課題と考えております。

つきましては、補足資料をご用意させていただきましたので、こちらを説明しながらお話をさせていただきます。

本日、労働基準監督署の鈴木課長がいらっしゃる前で非常におこがましいですが、この資料の円グラフについてご説明をいたします。

左側の上下に書かれているのが、令和3年1年間の全国での労働災害のうち、上段が死亡災害、下段が4日以上休業災害について、業種別の発生状況ということになります。

死亡災害については、やはり建設業、陸上貨物運送業が多くを占めております。4日以上休業災害を見ますと、過半数が第三次産業と言われる業種で起きているという状況が見えてきます。

事業場の規模別で分別したものが右図となります。50人未満の小規模の事業場で起こった死亡災害がおおよそ4分の3となっています。50人未満の事業場で、亡くなられている方が多いという状況です。

4日以上休業災害についても、やはり50人未満の事業場が過半数を超えているという状況が見えます。

私の私見という事になりますが、安全関係の意識がやはり小規模事業場では足りないと感じています。同様に労働衛生面等にもその感覚が残ってしまうのではないかと懸念しております。

裏のページに移ります。小規模事業場にインパクトを与えるには誰をキーマンにすればいいかということになります。先ほど能川先生も健康づくりを行う事業場の裾野を広げるというお話をされましたし、今回の認証制度の見直しの中にも

ありますように、まずは健康づくりの担当者を決めていく必要があります。

裏のページは、労働安全衛生法で規定されている労働安全衛生の体制づくりの表となっております。先ほど能川先生も仰ってましたように50人以上の規模の事業場においては、安全管理者、衛生管理者そして産業医、この3者を置かなければならないということが規定されています。50人未満の事業場は安全管理者や衛生管理者という専門職はおらず、その代替として衛生推進者または安全衛生推進者を選任しなければならないとされています。協会では、この安全衛生推進者の養成講座を年4回行っていますが、まだまだ少ないという事を感じている次第です。

逆に言いますと安全衛生推進者を、50人未満の事業場さんでしっかり配置するようになれば、この方々をキーマンとして、事業場を動かしたり、健康情報を従業員に伝達していくということも可能ではないのかなと考えた次第です。以上です。

(来村部会長) 石川委員、ありがとうございます。では次に千葉商工会議所の佐久間委員、お願いいたします。

(佐久間部会長) 商工会議所の佐久間でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

私ども商工会議所は、土気地区を除く千葉市内地域の唯一の経済団体として、この職域というものに広く関わってる団体でございます。おおよそ5,200弱の会員様がいらっしゃり、小規模事業所から中小企業の方が会員の中心となっております。

昭和50年から成人病精密集団検診事業として、会員事業所の経営者、従業員およびそのご家族を対象に、生活習慣病健診を実施してまいりました。事業実施にあたり、主にFAXや電話を活用しておりましたが、メールやオンライン予約等の多様な申込方法の増加により、医療機関、会員事業所、当所の3者間の事務負担が拡大したことから、令和2年度に実施体制を見直し、ようやくオンライン予約システムを構築いたしました。しかし新型コロナウイルス感染症の対応のため、一部医療機関から、集団検診の引き受けが困難であるという申し出もあった

ことから、令和3年度に本事業を一時停止しております。今後は、3者間の効率的な事業実施体制方法を引き続き検討してまいります。

このようなコロナ禍で行っている事としまして、月1回発行しております「夢シティちば」において、健康づくりにおける情報提供や広報を行っております。この会報誌は、おおよそ6,000の市内事業者に配布しております。今年度は、「健康経営」をとりあげ、健康推進課様のご協力のもと何回かの特集を組ませていただきました。

また、数年前からセミナー等を実施しております。従業員の皆様の健康が重要な健康資源であることや健康経営というものをできるだけ広め、健康診断の意識の向上等に努めて参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

(来村部会長) ありがとうございます。次に千葉市地区労働者福祉協議会の水野委員お願いいたします。

(水野委員) 千葉市地区労働者福祉協議会の会長を仰せつかっておりますJFEスチール千葉労組の水野と申します。着座にて説明させていただきます。

資料44ページの中段になりますが、我々は労働者福祉の向上を目的に、様々な活動を行ってきました。イチゴ狩りをはじめとした家族向けの行事を開催してきていましたが、この近年のコロナの影響で中止せざるをえないという状況が続いています。

開催時には、参加者から「子どもがとても楽しみにしており、家族で楽しい一日を過ごさせてもらった」などの感想も寄せられ、少なからず労働者の心の健康や働きがい、活力、また家族の皆さんの元気につながるイベントが提供できていたと思っておりましたので、そういった活動がなかなかできない心苦しさを感じているところです。

なかなか終息が見えない中で、難しい状況ではありますが、そういった声をまた聞けるように、知恵を絞って活動していきたいと思っております。以上です。

(来村部会長) ありがとうございます。次に事務局お願いいたします。

(牧瀬受動喫煙対策室長) 健康推進課受動喫煙対策室、牧瀬でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼します。

令和2年4月に改正健康増進法が全面改正され、各事業所では、原則屋内禁煙が義務化されております。まだまだ認識不足ということで、屋内の喫煙をしている事業所が見られるというような状況でございます。

現在当室では、各事業所へ個別に訪問することにより、周知活動を行っておりますが、これに加えて職域において、会報誌や各種会合の場を通じて広報活動ができればと考えております。皆様のご協力を受け賜りますよう、お願いしてまいります。

(岸本医療政策課健康危機管理担当課長) 医療政策課の岸本と申します。風しん対策について、お話をさせていただきます。

風しんは、今はほとんど流行や発生が起きていない状況であります。数年に1回、大きな流行をするため、対策が必要と考えております。風しんは、り患するという問題だけでなく、妊婦の方が風しんに罹ることで、胎児に影響がおよんで、聴覚や心臓の障害がお子さんに生じるという先天性風しん症候群という問題がありますので、全国的に風しん対策に力を入れております。

お配りしましたチラシにもありますが、予防接種の機会がなかった概ね40代50代の男性の抗体保有率が低く、この方達の抗体保有率を上げることが全国的な課題になっております。

千葉市におきましても、令和3年度から、対象となる方にクーポン券をお送りして、無料での抗体検査の実施、また抗体保有率が低い方に対して、予防接種を無料で行うという取組みをしております。しかし年々抗体検査を受ける方が少なくなっている状況です。この対象となる昭和37年度から昭和53年度生まれの男性の方が約13万人いらっしゃいますが、抗体検査を受けた方が4万人程度、対象の30%程度ということで、なかなか伸び悩んでいるという状況でございます。

全国的に職場での健診を通じた抗体検査の実施という取組みがなされておりますが、千葉市ではなかなかできておりませんでした。今後、千葉市の事業所の方にも健診の機会、抗体検査を実施するというご協力をお願いしてまいりたいと思

ます。以上です。

(來村部会長) 岸本医療政策課健康危機管理担当課長、ありがとうございます。風しんについて、40代50代の男性が、まだ30%しか抗体検査を受けておらず、職場の健診を通じた抗体検査の実施を、企業や事業所へ働きかけたい、その方法について皆様のご協力やご意見を伺いたいということですが、何かご意見ありますでしょうか。

大丈夫でしょうか。オンライン参加の方もご意見ありますでしょうか

<意見なし>

(來村部会長) では、議題3について、何かありますでしょうか事務局からありますか。

(岡田健康支援課長) 健康支援課です。先ほど説明ができなかった部分として、資料の41ページ不妊専門相談支援センター事業を説明させていただきます。

妊娠を望み、不妊治療を行いながら、働いている方は結構いらっしゃいます。不妊治療がこの4月から保険適用になり、不妊治療をされる方が増えてくるのではないかと思います。

それに伴いまして、千葉市では、不妊専門相談という事業を実施しております。不妊専門相談では、治療の開始や内容に関する事、治療を続けているが妊娠しないので、どこでやめればいだろうかというような悩みの相談を受けております。

面接相談と、電話相談を実施しておりまして、面接相談は月に1回日中と年に数回夜間に実施しております。働いている方が多いということで、夜間の相談を令和3年度から開始しておりますが、ご夫婦でご参加される方が増えてきております。電話相談についても、夜間の相談を令和2年から開始しておりまして、そちらもかなり件数が伸びております。夜間の電話相談の増加からも、やはり働いていらっしゃる方が多いと感じております。チラシもご用意させていただいておりますので、ご参考に見ていただければと思います。

(來村部会長) ありがとうございます。活動での課題であがりましたように、小規模事業所に従業員の健康増進について意識をもってもらい、健康増進等の情報を伝えていくことが重要であると思います。

委員の皆様が、本日得た情報を、関連している事業所や機関に周知していただきたいと思います。

他に、全体として、委員の皆様から何かございますでしょうか。

<石丸委員挙手>

(來村部会長) はい、石丸委員。

(石丸委員) 治療と仕事の両立について、相談や支援をされているというお話がありました。看護学研究院では、大学院生や看護職が、がん患者の方の相談に応じる中で、さらにCNSという資格を目指した看護職が大学院の中で学ぶ中で、病气と就労の両立について、自分たちが患者様にどのような支援ができるかということの日々悩んでおります。このように治療と仕事の両立支援の相談先や支援があることを、がんの相談窓口がある病院等に、その事業に関するチラシ等を置いていただけると、患者様だけではなく、相談対応している医療従事者も活用させていただけると思います。もう既にされていることかとは思いますが、お伝えいたしました。よろしく願いいたします。

(森委員) 千葉労災病院では、千葉産業保健総合支援センターと連携し相談窓口を設置しております。このように病院と連携して行っているものもありますので、この事業をご活用いただければと思います。

(石丸委員) はい ありがとうございます。

議題4 その他

(來村部会長) その他、何かありますでしょうか。

<意見・質問なし>

(來村部会長) それでは、他に無いようですので、以上をもちまして、本日の審議を終了させていただきます。皆様方のご協力により、円滑に審議を進めることができました。誠にありがとうございました。

以上で、令和4年度千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会を閉会いたします。この後は、事務局の方にお返しします。

(中臺健康推進課長補佐) 來村部会長、ありがとうございました。

次回の部会は、来年度の開催となります。近くなりましたら、また委員の皆様にご案内いたします。

それでは、本日の会議は、これをもちまして、終了となります。

委員の皆様、誠にありがとうございました。

午後4時30分 閉会

令和4年度千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会議事録を承認します。

署名人

來村 昌紀



自署または記名押印